

インド知財情報メール：第 2017-5 号、2017 年 7 月 3 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS---◆◆◆-----◆◆◆

- [1] インド知的財産ニュースレター第 2017-3 号発行
- [2] インド知的財産庁がコンピュータ関連発明の審査基準を公開
- [3] インドで 2017 年 7 月 1 日から新しい税制「物品サービス税」が導入
- [4] 当社の社長が和文英訳検定試験 1 級に合格
- [5] 特許規則 2016 年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS---◆◆◆-----◆◆◆

[1] インド知的財産ニュースレター第 2017-3 号発行

インド知的財産ニュースレター第 2017-3 号を公開しました。当社のホームページの[IP INFO]タグでご覧いただけます。

今回のニュースレターでは、トヨタ自動車株式会社のインド未登録商標「PRIUS」は、2001 年以前には、インドにおいて国際的な名声が認められなかった裁判を紹介しています。

[2] インド知的財産庁がコンピュータ関連発明の審査基準を公開

インド知的財産庁は、6 月 30 日付で、コンピュータ関連発明の審査基準を公開しました。新しい審査基準は以下のリンクからダウンロードが可能です。

http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Revised_Guidelines_for_Examination_of_Computer-related_Inventions_CRI_.pdf

今回の審査基準は、出願人に有利で、最も論争の少ないものと言えます。

コンピュータプログラムや、コンピュータプログラムが記録された媒体、データベースなどは依然として不特許事由 3 条 (k) に該当します。

一方、本ガイドラインにおいては、それ以外の装置や方法などのカテゴリとして記載された請求項につきまは、「特許請求の範囲の形式およびタイプに基づいて解釈されるべきではなく、本発明の内容に基づくべきである。」と記載されています。

ミーンズプラスファンクション形式の請求項につきまは、構造の記載がない場合、本発明はコンピュータプログラムによってのみ実行されると解釈され、不特許事由 3 条 (k) に該当します。

また、請求項に数式があるという理由だけでその請求項が「アルゴリズム」に該当すると解釈してはならないと決められました。

また、請求項に“enterprise”, “business”, “business rules”, “supply-chain”, “order”, “sales”, “transactions”, “commerce”, “payment”などの単語があるという理由だけでその請求項が「ビジネスメソッド」に該当すると解釈してはならないと決められました。

[3] インドで 2017 年 7 月 1 日から新しい税制「物品サービス税」が導入

インドでは 2017 年 7 月 1 日から新しい税制「物品サービス税」が導入されました。

インドでは投資の機会を探る国内外の企業から、これまでの複雑な税制が州をまたぐビジネスの妨げになっているなどとして税制の簡素化を求める声が高まっていました。

「物品サービス税」の導入により、税金が下がり、物価が下がり、税金徴収漏れが減り、税収入が増え、どの州をビジネスの拠点に選んでも同じ税額になるので税金が拠点を選ぶ要

因にならなくなると言われています。また、インドの現在の GDP は 7%～8% ですが、2% 増えると言われています。

また、ビジネスしやすい環境になるので外国からの投資が増え、特許・商標・意匠出願が増えると予想されます。

【4】 当社の社長が和文英訳検定試験 1 級に合格

当社のババット社長が、日本知的財産翻訳協会主催の特許和文英訳検定試験 1 級（電気、電子工学）に合格しました。

本試験を合格しますと ISO 規格の認定が受けられるとのことでした。

【5】 特許規則 2016 年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ

当社は、インド特許実務をより具体的にご理解いただける機会を提供するべく、定期的にワークショップを開催しています。

当社はインド知的財産を専門に扱っております関係で、日本の特許事務所や企業から多くの情報・要望・質問が寄せられます。その中で「インド特許実務は複雑かつ不明瞭である」とのお声をしばしば耳にします。昨今、インドの特許代理人によるインド特許に関するセミナー等も開催されておりますが、英語でのレクチャーであることに加え、権利行使やインド特許法の概略がほとんどで、実務の具体的な情報は得られません。さらに、日本では、インドへの特許出願の活発化が最近であるため、インド特許実務に詳しい人材がまだ少ないのが現状で、実務上の問題に直面したときに相談できる方が周りにいないとお困りの方が多いのではないのでしょうか。

本ワークショップでは、具体的な例を用いて実際のインド特許実務の流れを体験していただき、通訳ではない生の日本語で実務を明確にご理解いただくことを目指しております。

本ワークショップの詳細につきましては当社のホームページの「**WORKSHOP**」でご覧になれます。

本ワークショップは少人数制となっており、今までに開催されたワークショップは好評でした。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールを返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールを返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。